

共同住宅等に求める防音性能について

○ 対象エリア

3 1 m第9種高度地区

○ 対象

共同住宅又は寄宿舍
(20mを超えるもの)

○ 規定内容

- ・ 窓及び出入口
遮音性能T-2以上の防音サッシ、ドアの設置
- ・ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒
開閉装置を設けたもの等
- ・ 屋根及び壁
天井、内壁の設置等

共同住宅等に求める環境性能について

○ 対象エリア

3 1 m第9、10、11種高度地区

○ 対象

共同住宅又は寄宿舍
(20mを超えるもの)

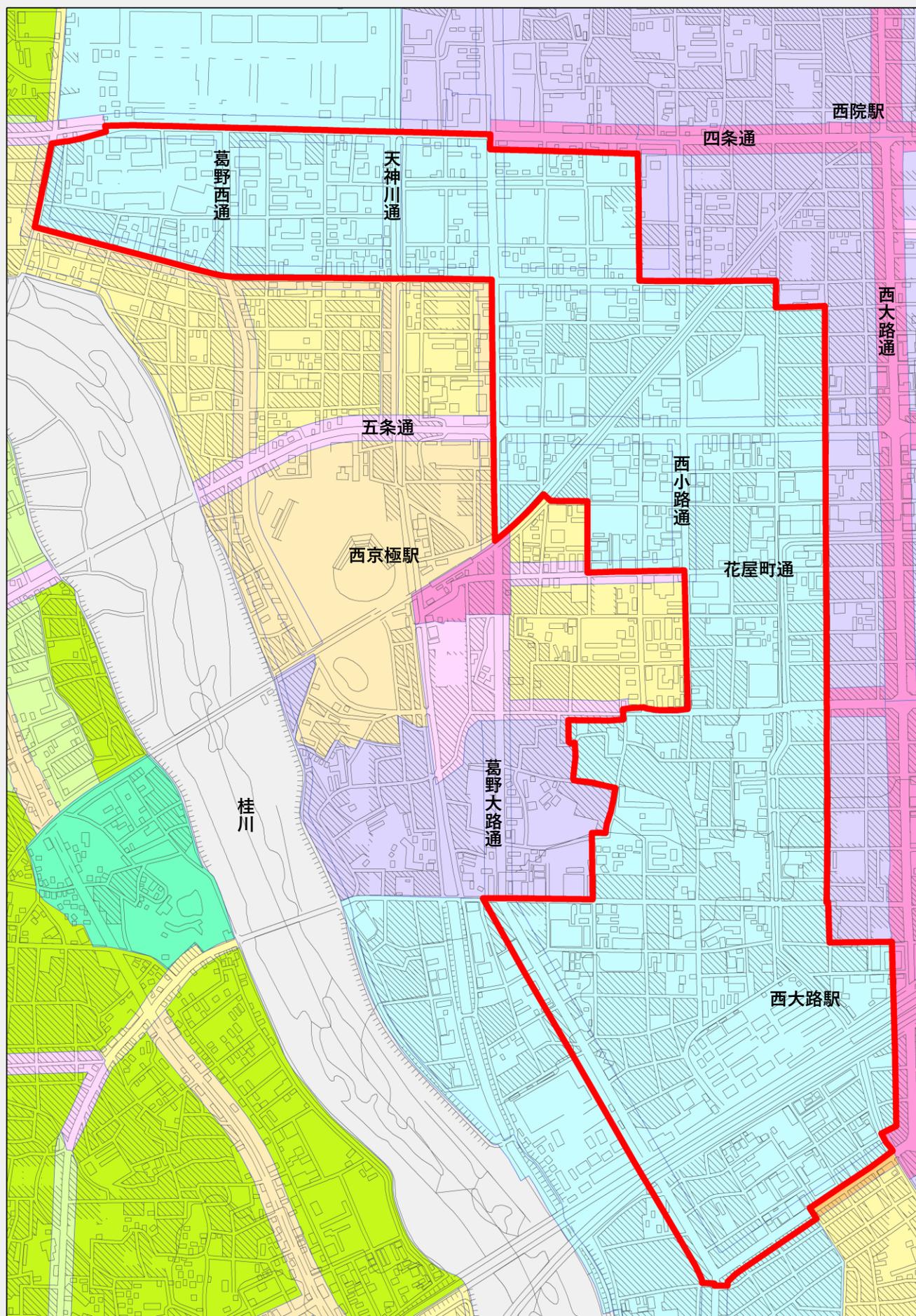
○ 規定内容

日本住宅性能表示基準を満たすこと。

- ・ 断熱等性能等級【等級5】
→ 外壁の断熱性能向上
- ・ 一次エネルギー消費量等級【等級6】
→ 使用エネルギー量の削減
- ・ 劣化対策等級(構造躯体等)【等級3】
→ 建築物の長寿命化

■対象エリア（遮音性能）

※下図の赤枠で示す範囲



■対象エリア（環境性能）

※下図の赤枠で示す範囲

